

食の安心・安全に関する最近の事案について

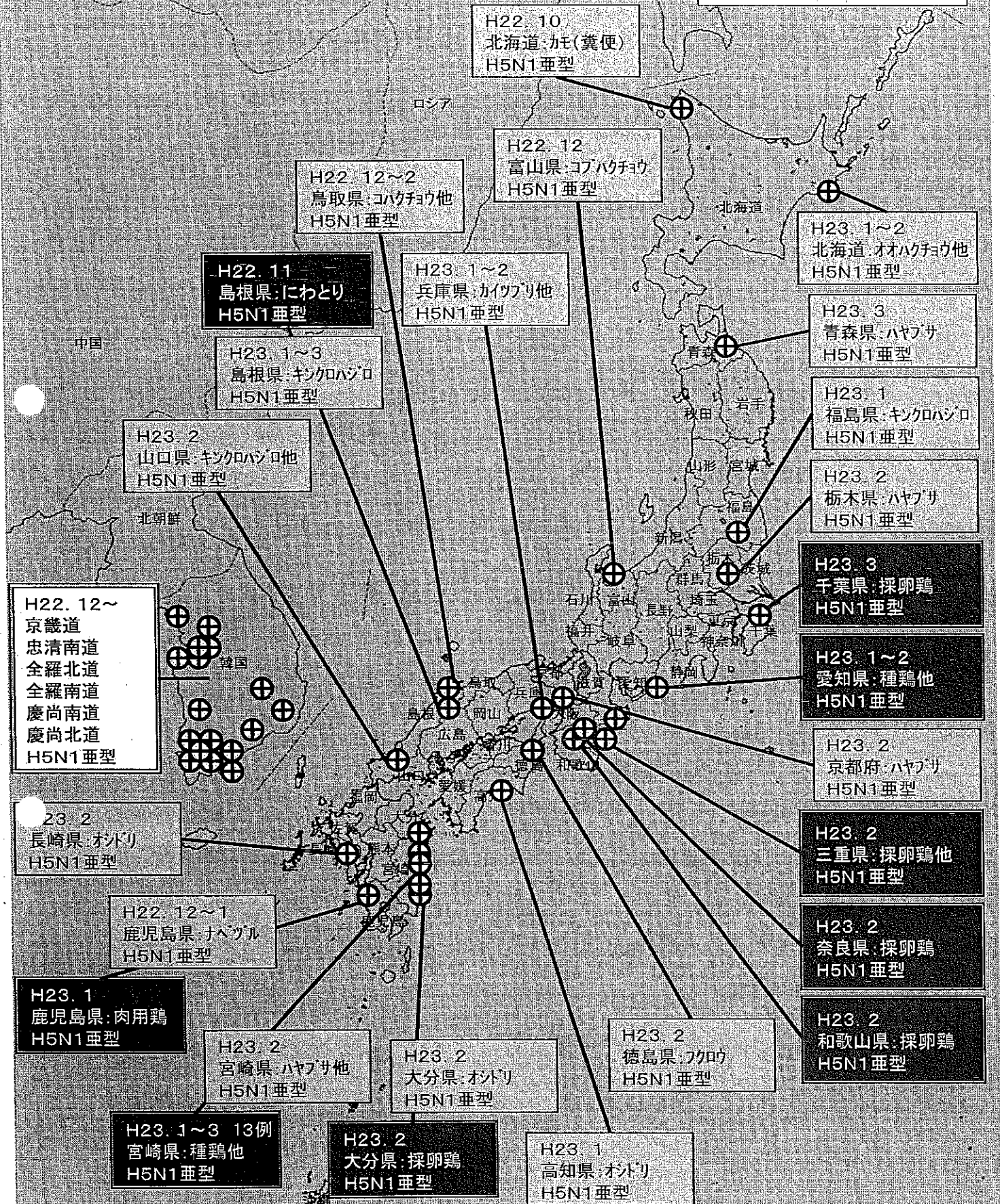
- 食の安心・安全に関する最近の事案について・・・・・・・・・・ 1
- 鳥インフルエンザの発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 福島第一原発事故における対応について・・・・・・・・・・ 7

食の安心・安全に関する最近の事案について(食中毒発生状況)

都道府県名等	発生日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設
京都市	1月24日	京都府 京都市 東山区	10	7	0	不明(1/22提供和食コース料理)	ノロウイルス	飲食店
京都府	2月3日	京都府 綾部市	5	4	0	2月2日(火)の昼食弁当	ノロウイルス	仕出屋
京都府	2月9日	京都府 京丹後市	16	16	0	2月8日(月)に提供された食事	ノロウイルス	旅館
京都市	2月14日	京都府 京都市 下京区	11	6	0	2月12日に提供した生牡蠣のジュレソース	ノロウイルス	飲食店
京都市	2月28日	京都府 京都市 東山区	29	16	0	不明(2月26日~28日提供和食コース料理)	ノロウイルス	飲食店
京都府	3月14日	京都府 宇治市	14	9	0	3月12日(金)に提供された宴会料理の生ガキ	ノロウイルス	飲食店
京都市	3月15日	京都府 京都市 中京区	17	15	0	不明(4,200円コース料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	飲食店
京都市	4月4日	京都府 京都市 上京区	4	4	0	ササミお造り(推定)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	飲食店
京都府	4月9日	京都府 綾部市	28	26	0	4月9日(金)の昼食弁当の一部	ウイルス・ノロウイルス	仕出屋
京都府	4月12日	京都府 京田辺市	34	19	0	4月10日(土)夜に提供された宴会料理の一部	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	飲食店
京都市	4月20日	京都府 京都市 西京区	10	4	0	平成22年4月16日当該店舗で提供された食事	腸管出血性大腸菌(VT産生)	飲食店
京都市	4月23日	京都府 京都市 西京区	93	31	0	平成22年4月21日に提供された夕食	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	不明
京都市	5月9日	京都府 京都市 右京区	7	5	0	不明(平成22年5月7日当該店舗で提供された食事)	ノロウイルス	飲食店
京都市	5月26日	京都府 京都市 中京区	124	52	0	5月26日昼食	不明	給食施設
京都市	7月15日	京都府 京都市 山科区	8	6	0	不明(平成22年7月13日提供の食事)	腸管出血性大腸菌(VT産生)	飲食店
京都市	7月16日	京都府 京都市 左京区	24	17	0	鶏のたたき	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	飲食店
京都府	8月23日	京都府 相楽郡 木津町	41	17	0	8月22日昼食として提供された幕の内弁当	腸炎ビブリオ	飲食店
京都府	10月12日	京都府 城陽市	56	32	0	不明(10月11日の昼食に提供された弁当の一部)	サルモネラ属菌	飲食店
京都府	10月23日	京都府 舞鶴市	11	11	0	ツキヨタケを原材料とした家庭調理の食事	植物性自然毒	家庭
京都府	11月30日	京都府 舞鶴市	368	315	0	不明(給食施設の昼食)	ノロウイルス	給食施設

高病原性鳥インフルエンザの発生状況

⊕ 本年度の発生地



H23. 3. 16: 農林水産部畜産課

平成23年3月18日

高病原性鳥インフルエンザ発生事例の防疫措置の状況

	場所	当該農場の羽数	防疫状況等	移動制限解除
宮崎県1例目 (1/22)	宮崎市佐土原町	10,240羽 種鶏	終了(1/24)	制限解除済(2/15)
宮崎県2例目 (1/23)	児湯郡新富町	約66,000羽 (養鶏団地全体として約41万羽) 採卵鶏	終了(2/2)	制限解除済(2/24)
鹿児島県 (1/26)	出水市	8,600羽 採卵鶏	終了(1/26)	制限解除済(2/17)
愛知県1例目 (1/27)	豊橋市	15万羽 採卵鶏	終了(2/3)	制限解除済(2/25)
宮崎県3例目 (1/27)	児湯郡都農町	10,400羽 肉用鶏	終了(1/29)	制限解除済(2/20)
宮崎県4例目 (1/28)	児湯郡川南町	9.2万羽 肉用鶏	終了(1/31)	制限解除済(2/22)
宮崎県5例目 (1/29)	延岡市	6,600羽 種鶏	終了(1/30)	制限解除済(2/21)
宮崎県6例目 (1/31)	児湯郡高鍋町	39,200羽 肉用鶏	終了(2/1)	制限解除済(2/23)
宮崎県7例目 (2/1)	宮崎市高岡町	190,000羽 肉用鶏	終了(2/4)	制限解除済(2/26)
大分県 (2/2)	大分市	11,100羽 採卵鶏	終了(2/5)	制限解除済(2/27)
宮崎県8例目 (2/4)	西臼杵郡高千穂町	59,000羽 肉用鶏	終了(2/6)	制限解除済(2/28)
宮崎県9例目 (2/5)	児湯郡都農町	約88,000羽 肉用鶏	終了(2/7)	制限解除済(3/1)
宮崎県10例目 (2/5)	東臼杵郡門川町	約30,000羽 肉用鶏	終了(2/7)	制限解除済(3/1)
宮崎県11例目 (2/7)	宮崎市高岡町	約33,000羽 肉用鶏	終了(2/8)	制限解除済(3/2)

平成23年3月18日

高病原性鳥インフルエンザ発生事例の防疫措置の状況

	場所	当該農場の羽数	防疫状況等	移動制限解除
愛知県2例目 (2/14)	新城市日吉	約17,500羽 肉用・採卵用種鶏	終了 (2/16)	制限解除済 (3/10)
和歌山県 (2/15)	紀の川市貴志川町	約120,000羽 採卵鶏	終了 (2/20)	制限解除済 (3/14)
三重県1例目 (2/15)	南牟婁郡紀宝町	約67,000羽 肉用鶏	終了 (2/21)	制限解除済 (3/15)
宮崎県12例目 (2/17)	延岡市北浦町	約20,000羽 肉用鶏	終了 (2/17)	制限解除済 (3/11)
三重県2例目 (2/26)	度会郡南伊勢町	約240,000羽 採卵鶏	終了 (3/6)	3/28 解除予定
奈良県 (2/28)	五條市六倉町	約100,000羽 採卵鶏	終了 (3/7)	
宮崎県13例目 (3/5)	東臼杵郡門川町	約33,000羽 肉用鶏	終了 (3/7)	
千葉県1例目 (3/13)	千葉市若葉区	約35,000羽 採卵鶏	殺処分終了 引き続き防疫措置中	
千葉県2例目 (3/16)	千葉市若葉区	約62,000羽 肉用鶏	殺処分中	

■府の対応状況

近畿府県での発生等を受けた対応

農家対応

- ① 全養鶏農家（96戸）へ情報提供、異常家きんの有無に関する聞き取り調査及び防鳥ネット等の対策の再徹底等の実施 →異常なしを確認（2月28日～3月1日）
人・車両の立入制限と消毒の徹底、野鳥・野生動物の侵入防止対策の徹底指導
- ② 全養鶏農家（96戸）での緊急消毒実施済（消石灰配付）
（第1回目：2月4日完了、第2回目：2月28日完了、第3回目：3月16日以降実施中）

広域対応

- ④ 三重県へ防疫資材の融通（2月26日）、奈良県へ防疫資材の融通（3月1日）

野鳥監視

- ⑤ けいはんな記念公園（精華町）半径10km内の警戒レベル引き上げ（2月16日～）
- ⑥ けいはんな記念公園（精華町）半径10km内の糞便調査実施（2月26日～27日）

緊急対応体制の整備

- ⑦ 続発を想定した防疫資材等の確保済
- ⑧ 大規模農家での発生の際の動員計画策定済
- ⑨ 消毒ポイント設置などのシミュレーション実施済

[これまでの対応及び結果]

- 1 養鶏農家等への防疫対応の強化
 - ・全養鶏農家（96戸）への聞き取り調査等の実施
 - ・養鶏農家から家畜保健衛生所への通報24時間受付
 - ・野鳥等侵入防止対策（防鳥ネット点検等）の徹底
 - ・養鶏農家等へ情報提供、消毒等予防対策の徹底指導、消石灰配付等
- 2 死亡野鳥等の監視強化
 - ・振興局等による市町村と連携した巡視（週1回・142箇所）
 - ・検査の実施状況…対象死亡野鳥116羽の簡易検査を実施（～2/15：73羽、2/16～43羽）
※うち1羽が陽性（ハヤブサ：H5N1亜型・強毒タイプ）
- 3 小規模家きん飼養者（百味糺）への防疫対策の周知徹底、聞き取り調査等
- 4 府民などへの適切な情報提供等
 - ・府ホームページによる啓発、問い合わせ対応 等
 - ・学校、商工関係団体等への情報提供 等
 - ・動物園や鳥類を展示している施設への指導
- 5 国、近畿府県等との連携強化
 - ・近畿ブロック等高病原性鳥インフルエンザ対策協議会設置（H22.12.2）
（構成：近畿ブロック知事会の10府県 事務局：兵庫県）
 - ・宮崎県からの要請を受けて府職員延3名（獣医師）を派遣（1月27日～2月15日）

食品の出荷制限等について

平成23年3月23日現在

○ 放射能汚染された食品の取扱について

日 付	内 容
23.3.17	放射能汚染された食品の取扱について (厚生労働省医薬食品局食品安全部通知)

○ 食品の出荷制限について

日 付	対 象	対象地域			
		福島県	茨城県	栃木県	群馬県
23.3.21	ハウレンソウ及びカキナ	○	○	○	○
	原乳	○			
23.3.23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非結球性葉菜類及び結球性葉菜類 (ハウレンソウ、コマツナ、キャベツ等) ・ アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等) ・ カブ 	○			
23.3.23	原乳及びパセリ		○		

○ 食品の摂取制限について

日 付	対 象	対象地域			
		福島県	茨城県	栃木県	群馬県
23.3.23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非結球性葉菜類及び結球性葉菜類 (ハウレンソウ、コマツナ、キャベツ等) ・ アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等) 	○			

別紙

食安発0317第3号
平成23年3月17日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

放射能汚染された食品の取り扱いについて

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたところである。

このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、別添の原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないよう販売その他について十分処置されたい。

なお、検査に当たっては、平成14年5月9日付け事務連絡「緊急時における食品の放射能測定マニュアルの送付について」を参照し、実施すること。

別添

○飲食物摂取制限に関する指標

核種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ^{131}I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (^{238}Pu , ^{239}Pu , ^{240}Pu , ^{242}Pu , ^{241}Am , ^{242}Cm , ^{243}Cm , ^{244}Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀物	
肉・卵・魚・その他		

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

指 示

平成23年3月21日

福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
群馬県知事 殿

原子力災害対策本部長

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

各県におかれては、それぞれ次に掲げる品目について、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- ① 福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたハウレンソウ及びカキナ
- ② 福島県において産出された原乳

指 示

平成 23 年 3 月 23 日

茨城県知事
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

貴県内において産出された原乳及びパセリについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

指 示

平成 23 年 3 月 23 日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 貴県内において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 貴県内において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

注1. 非結球性葉菜類及び結球性葉菜類：
ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ 等

注2. アブラナ科の花蕾類：
ブロッコリー、カリフラワー 等

平成23年3月19日
医薬食品局食品安全部企画情報課
監視安全課
(担当・内線) 企画情報課長 吉野(2441)
佐久間(2448)
監視安全課長 加地(2471)
大原、今村(4241、4242)
(電話代表) 03(5253)1111
(電話電話) 03(3595)2326、2337

報道関係者各位

福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射能が検出された件について (福島原子力発電所事故関連)

・福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射能が検出されたとの情報を入手しましたので、お知らせいたします。

1. 福島県産食品について

福島県の原子力センター福島支所の緊急時モニタリングにおいて、食品衛生法上の暫定規制値を超える原乳が発見されたとの情報(別添1)を入手いたしました。このため、厚生労働省において、福島県の衛生部局に対し、関係情報を調査の上、食品衛生法に基づき当該検体の入手先、同一ロットの流通先の調査、販売の禁止等必要な措置を講ずるよう依頼を行いました。

2. 茨城県産食品について

茨城県より別添2の通り、報道発表したとの連絡がありました。

- [\(別添1\) \(PDF:KB\)](#)
- [\(別添2\) \(PDF:KB\)](#)

緊急モニタリング検査結果について(福島県・原乳)

場所	採取日時	試料の種類	測定結果			備考
			ヨウ素-131 (Bq/kg)	セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	
福島県伊達郡川俣町	H23.3.16 14:25(1回目)	原乳	1.90	検出せず	18.4	
福島県伊達郡川俣町	H23.3.17 6:00(2回目)	原乳	1.510	検出せず	検出せず	
福島県伊達郡川俣町	H23.3.18 6:00(3回目)	原乳	0.32	検出せず	検出せず	

○参考

「原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会)」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく牛乳・乳製品の摂取制限に関する指標※
 ヨウ素-131:300Bq/kg以上、セシウム:200Bq/kg以上、ウラン:20Bq/kg以上、□
 プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種(プルトニウム、アメリシウム、キュリウム):1Bq/kg以上、

※食品衛生法における牛乳・乳製品の暫定規制値も同値。

(ただし、ヨウ素-131は、乳幼児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳には100 Bq/kgを超えるものは使用しないよう指導。)

分析結果：県環境放射線監視センター 3/19

(3/18 採取分)

市町村	品目	放射能濃度 (Bq/kg)	
		上段：放射性ヨウ素	下段：放射性セシウム
高萩市	ネギ	201	
			7
	<u>ホウレンソウ</u>	<u>15,020</u>	
			5.24
日立市	ネギ	497	
			8
	<u>ホウレンソウ</u>	<u>14,500</u>	
			359
常陸太田市	ネギ	114	
			8
	<u>ホウレンソウ</u>	<u>8,830</u>	
			374
常陸大宮市	ネギ	601	
			5
大子町	<u>ホウレンソウ</u>	<u>6,100</u>	
			478
東海村	ネギ	686	
			5
	<u>ホウレンソウ</u>	<u>9,840</u>	
			233
ひたちなか市	ネギ	578	
			8
	<u>ホウレンソウ</u>	<u>8,420</u>	
			140

※暫定規制値 放射性ヨウ素 (I-131) 2,000Bq/kg

放射性セシウム (Cs-134, 136, 137) 500Bq/kg

注：アンダーラインは、基準値を超えたもの。

日常生活と放射線(単位:mSv(ミリシーベルト))

